

広島市感染症予防計画（概要版）

1 予防計画策定の背景

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）への対応を契機に、次なる重大な感染症危機に備えるため、令和4年12月に感染症法が改正され、順次施行されることとなった。

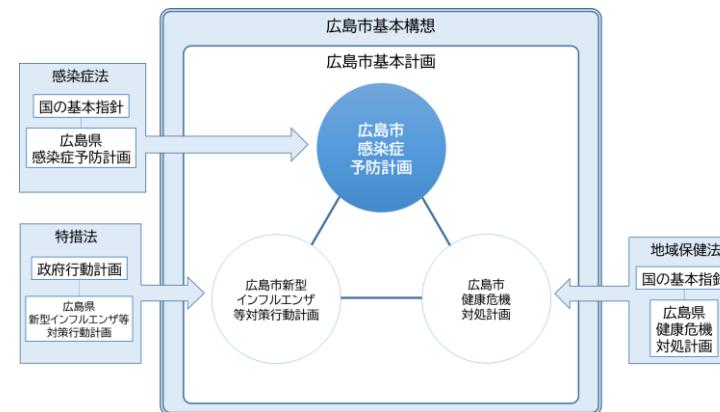
改正法では、感染症対策の一層の充実を図るため、国が「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を改正し、基本指針を踏まえて都道府県が予防計画を改定することとなった。

また、感染症発生・まん延時には、地域の実情に応じて保健所設置市においても主体的・機動的に感染症対策に取り組む必要があるため、基本指針や都道府県の予防計画に即した予防計画を新たに策定することになった。

2 計画の位置付け

本計画は、令和6年4月1日施行の感染症法に基づき策定するもので、本市の最上位計画である「広島市基本計画」の保健医療分野における部門計画として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画（以下「行動計画」という。）等との整合や調和を図りつつ、本市が取り組むべき感染症対策の方向性を示すものである。

計画期間は令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間で、基本指針の見直しに合わせて本計画も中間見直しを行う。



3 計画のマネジメント

本計画の取組状況については、「注視する指標」を含め、毎年度、県、保健所設置市、感染症指定医療機関、医師会、消防機関、その他の関係者（高齢者施設等の関係団体等を含む。）で構成される「広島県感染症対策連携協議会」（以下「連携協議会」という。）に報告し、そこでの議論を踏まえて必要に応じて計画を見直すなど、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行う。

4 基本理念

国や県の方針を踏まえ、「様々な感染症発生リスクに対し、全ての市民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現」を基本理念とする。

5 目指す姿

- 市民一人一人が感染症予防に対する正しい知識を持ち、平時から感染防止に留意した行動をとることに加え、感染症患者への偏見・差別の防止に対する意識を啓発するなど、市民と行政が一体となった取組の推進により、市民が安全・安心な生活をおくることができる。
- 新興感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症）のまん延時においても、十分な検査及び療養体制が確保されるなど、新型コロナのような大規模な健康危機事案に迅速に対応できる体制が整備されている。

6 新型コロナ対応を踏まえた本市の課題と今後の対応

これまで保健所や衛生研究所を中心に、感染症の発生動向調査、施設等における集団感染対策、病原体の検査、感染症に携わる人材への研修の実施等、各種の感染症対策を実施してきたが、新型コロナ等への対応を通じて明らかとなった課題について、本計画及び関連する行動計画等において、次のとおり対応する。

- (1) 感染者数の急増時などにおける相談受付や検査体制等のひっ迫への対応
 - 専用相談窓口の早期設置や連携協議会等を通じた検査機関等との協力関係の強化
 - PCR検査の試薬等必要な資機材や区保健センター等が使用するマスク等の衛生資材等の確保・備蓄
- (2) 患者発生状況や疫学調査結果等の迅速な収集・分析
 - 国・県等との連携による迅速な情報収集・分析体制の整備
- (3) 感染症等に係る誤った情報による患者等への偏見や差別の防止
 - 多様な媒体を活用した情報発信や、周知内容に応じたスポーツパーソンの配置などの、効果的・多角的な広報による正しい知識の普及・啓発
- (4) 有事における応援職員の確保や効果的な配置等の支援・受援体制の整備
 - 動員名簿の作成等、全庁的な支援体制の整備
 - 受援の目的や応援職員が従事する業務の明確化等、保健所等の受け入れ体制の整備
- (5) 疫学調査等の専門的な業務や応援職員の適切な管理を行うことができる人材の不足
 - 疫学調査や患者移送訓練等の実践的な訓練に加え、業務を統括する職員への研修等を通じた幅広い人材育成

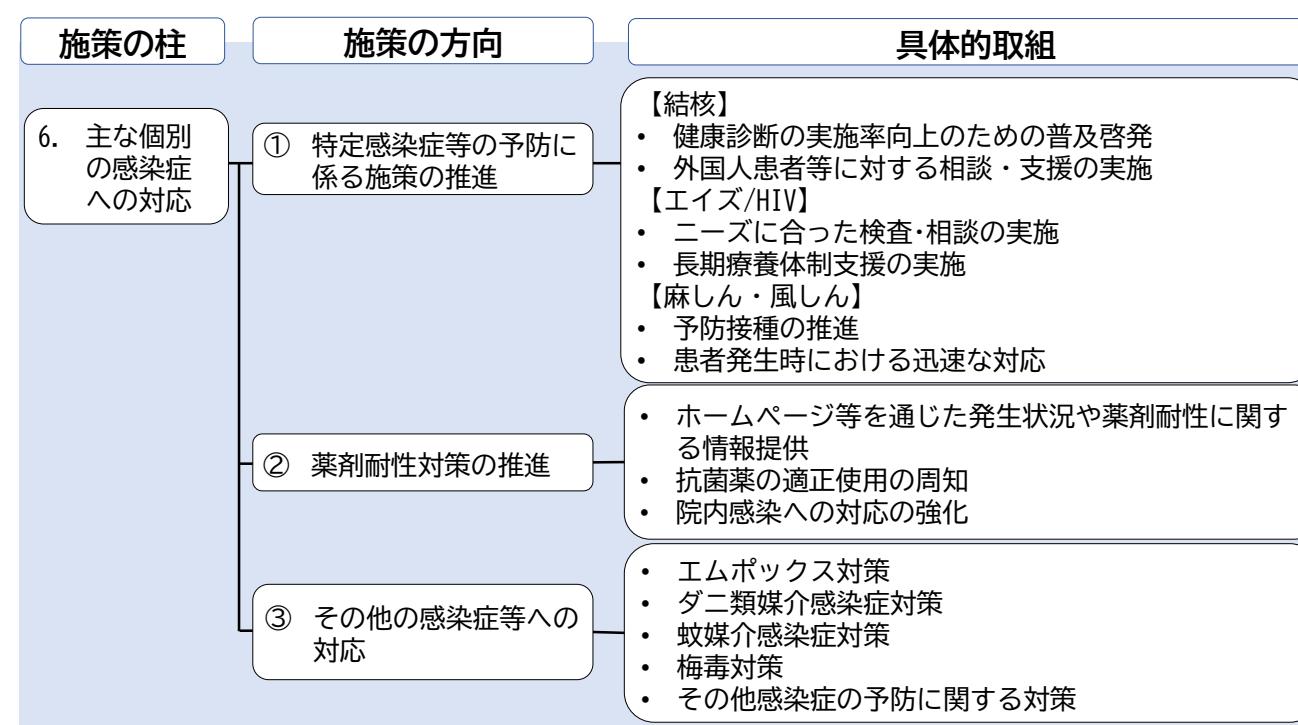
7 感染症対策に必要な視点

前述した様々な課題に直面している本市の感染症対策を推進するためには、国や県の方針を踏まえ、以下のような視点で対策を講じていくことが重要である。このため、これまでの経験から得られた知見を十分に活用しつつ、今後どのような感染症が発生したとしても、迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関同士が十分連携し、平時からの各種体制の整備や、感染症に関する正しい知識の普及・啓発を行う必要がある。

- (1) 事前対応型行政の推進
 - 感染症発生動向調査体制の強化など、本計画等に基づく取組を通じた、平時からの感染症発生予防やまん延防止に重点を置いた体制の整備
- (2) 感染症の予防や早期治療に重点を置いた対策
 - 市民一人一人による感染症の予防及び適切な疫学調査の実施により早期治療へ円滑につなぐことによる地域社会全体の予防の推進
- (3) 人権の尊重
 - 患者等の意思や人権に配慮した療養環境の整備や個人情報保護、偏見・差別を防止するための正しい知識の普及啓発
- (4) 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応
 - 感染症の発生時等における健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応のため、感染症発生動向調査体制の整備や、国・県等の関係機関との連携による現行体制の更なる強化

8 施策体系

感染症対策の推進に当たり、新型コロナ対応等を通じて明らかになった課題は相互に関連していることから、それぞれの施策を適切に実施することで、感染症対策を総合的に推進していく必要がある。



※IHEAT:感染症危機発生時に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。
保健師のほか、医師や看護師、薬剤師など(IHEAT研修受講者)が要員として登録されている。

9 注視する指標

改正法では、基本指針を踏まえ、予防計画において具体的な数値目標を設定することになっており、保健所設置市においては、人材の養成、検査体制、保健所体制について設定することが義務付けられていることから、次のとおり「注視する指標」として設定し、各取組の進捗状況を連携協議会において定期的に評価・点検することで、計画の実効性を高め、効果的な推進を図る。

施策の方向	注視する指標	目標値	目標値算出の考え方
感染症に関する幅広い人材の養成	保健所、衛生研究所の職員を対象とする研修・訓練の実施回数	年1回以上	—
検査体制の強化	検査の実施能力	160件/日 ^{※1}	新型コロナ対応時に確保した衛生研究所の最大検査能力
	検査機器の数	4台 ^{※1}	
保健所の体制強化	流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する必要数	507人/日 ^{※2}	新型コロナ（第6波）対応時に確保した保健所職員の最大数
	即応可能なIHEAT要員の確保数	5人/日 ^{※2}	

※1:新興感染症等の流行開始から持続可能な検査能力の最大値として、検査機器数を含め平時から維持することを目標とする。

※2:大規模な感染症危機事案に対応するための体制として、流行開始から速やかに(1か月以内に)動員することを目標とする。